

指定物品（体操服）の販売に関する契約書（案）

福井県立敦賀高等学校PTA（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、敦賀高等学校指定物品（体操服）の販売について、次のとおり契約を締結する。

（目 的）

第1条 乙は、別表に掲げる物品を福井県立敦賀高等学校内で販売する。

（価格および規格）

第2条 物品の納入価格および規格は別表のとおりとし、乙はこれを甲に無断で変更してはならない。

（採寸および納品）

第3条 乙は、別表に定める体操服等について、甲が定める日時を厳守のうえ、敦賀高等学校にて採寸および受注とともに納品を行うものとする。

（商品の管理・保全等）

第4条 乙は責任を持って商品の管理・保全を行うとともに、販売場所の管理・清掃も行うものとする。

（物品の補償等）

第5条 販売した物品が6か月以内に、通常の使用方法において生徒の責めに帰することができない事由により破損した場合、または、その機能に著しい欠損が生じた場合は、生徒（保護者）は乙に対しその取替え、または、補修を要求することが出来る。これに係る費用は乙の負担とする。甲は、乙の商品についての瑕疵は一切責任を負わないものとする。

2 乙は、別表に掲げる物品の補充については、対応に支障をきたすことのないよう万全を期すものとする。

（納入期限の延長）

第6条 甲は、天災地変、その他乙の責めに帰することができない理由により乙が履行期限までに履行できないと認めた時は、乙の申請により納入期限を延長することが出来る。

（年度途中の納品販売等）

第7条 年度途中の納品販売等については、別途甲乙協議して定めるものとする。

（損害賠償）

第8条 乙は、その責に帰すべき理由により契約の実施に関し、甲または生徒（保護者）に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（販売手数料）

第9条 乙は1か月の売上代金に対し別表に定める販売手数料を翌月の末日までに甲に支払うものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、第14条に定める期間中であっても、任意にこの契約を解除することができる。この場合において、契約の解除により乙に損害が生じても、甲は一切責めを負わないものとする。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙に契約を履行する見込がないと認めたとき。
- (3) 乙が履行に関し、不正を行ったとき。
- (4) この契約を継続する必要がなくなったとき。
- (5) 乙から契約解除の申し出があり、甲が相当と認めたとき。

(権利義務の譲渡の禁止)

第11条 乙は、第三者に対し、この契約に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面による甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(デザイン等の権利)

第12条 この契約に基づく体操服等のデザインを含む一切の権利は、甲に帰属するものとする。
2 甲は、この契約の期間内において、他の業者にデザイン等を無償公開できるものとする。
3 乙は、次回の入札時に、現行品の見本の提供を行うものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、この契約の履行に関し、知り得た秘密を他人に漏らしてならない。

(契約期間)

第14条 この契約の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(補則)

第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合またはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 敦賀市松葉町2番1号
氏名 福井県立敦賀高等学校
PTA会長

乙 住所
氏名

【別表】（例）

販売等価格一覧（サイズ SS～ 3L ）

品目	納入価格 (税込み)	販売手数料	販売価格 (税込み)	規格等
トレーニング 長袖シャツ				
トレーニング 長ズボン				
ポロシャツ (半袖)				
ハーフパンツ				
合計				

販売等価格一覧（サイズ 4L ～ ）

品目	納入価格 (税込み)	販売手数料	販売価格 (税込み)	規格等
トレーニング 長袖シャツ				
トレーニング 長ズボン				
ポロシャツ (半袖)				
ハーフパンツ				
合計				

○注文・採寸

契約期間の各年度の合格者登校日（3月下旬）に敦賀高等学校内にて行う。

○納品

契約期間の各年度の物品引渡日（4月上旬）に敦賀高等学校内にて行う。